

## **Press Release**

大阪労働局発表令和元年8月26日

大阪労働局

総務調整官 鈴木 博司 賃 金 課 長 渡邊 和美 電話 06-6949-6484 06-6949-6485

# 最低賃金に関する基礎調査に係る大阪 地方最低賃金審議会への報告について

大阪労働局(局長 井上真)では、本年6月に、最低賃金に関する基礎調査に不適切な事務処理の疑いが見つかったことから調査を行ってきましたが、本日、その結果を別添のとおりまとめ、大阪地方最低賃金審議会(会長 服部良子 大阪経済法科大学経営学部教授)に報告しましたので、お知らせします。

参考資料 令和元年7月3日大阪地方最低賃金審議会配布資料

## 大阪労働局の最低賃金に関する基礎調査に係る 不適切な事務処理についての報告

#### 1 概要

大阪労働局で実施した最低賃金に関する基礎調査(管内の産業別等の賃金分布を調査するもの。調査実施期間:毎年5月上旬~6月上旬。以下「基礎調査」という。)において、職員2名(局専門官及び局主任)により、不適切な事務処理が行われていたことが判明した。

令和元年7月3日の大阪地方最低賃金審議会に平成30年調査の集計結果の 訂正を報告した際、「最低賃金は様々な要素を考慮して総合的に決定するもの であり、このたび基礎調査の結果に誤りがあったことが、過去の最低賃金の改 正額の議論の結果に影響を与えるものではない」とのご見解を頂いているとこ ろであるが、本事案の経緯、調査結果及び今後の対応について以下のとおり報 告する。

#### 2 本事案の経緯

大阪の最低賃金の改定額の審議の参考指標として参照される令和元年の基礎調査について、集計作業を行っている中で、数字誤りの可能性に職員が気づいたことが端緒である。

当時集計中の令和元年の調査については、集計作業の中で調査票の精査(事業所に問い合わせる等により確認)を実施した。

また、平成30年7月の大阪地方最低賃金審議会専門部会において報告した 基礎調査の調査結果についても同様の数字誤りの可能性があったことから、令 和元年度の最低賃金の改定額を審議する上で、改定元となる平成30年度の最 低賃金額の決定に係る審議に影響があったかどうかを確認するため、平成30 年調査の調査票の内容を事業所に問い合わせする等して調査票の内容を精査 した上で再集計を行った。再集計の結果を元に、令和元年7月3日の大阪地方 最低賃金審議会において平成30年調査の集計結果の訂正を報告した\*\*。

さらに、平成26年から29年の調査についても、同様の数字誤りの可能性を 把握したため、大阪労働局において本件の詳細を把握する調査を実施した。

※ 令和元年7月3日の大阪地方最低賃金審議会に平成30年調査の集計結果の訂正を報告した際、「最低賃金は様々な要素を考慮して総合的に決定するものであり、このたび基礎調査の結果に誤りがあったことが、過去の最低賃金の改正額の議論の結果に影響を与えるものではない」との見解をいただいた。

## 3 調査方法

大阪労働局総務部は、本件の事実関係を把握するため、現存する平成 26 年 以降の調査票を確認するとともに、以下の職員の計 28 名に対して聴き取り調 査を行った。

- ・平成 23 年度以降\*に在籍した労働基準部賃金課の管理職員及び本調査の 取りまとめを担当した職員
- ・上記以外の平成26年度以降に在籍した労働基準部賃金課の本調査に関わった職員(既に退職し連絡が取れない者及び休職中の者を除く)

※後述する職員Aは、局専門官として平成24年度から本調査担当として在籍していた。 併せて、2で述べた再集計作業で把握された事実と照らし合わせて確認を行った。

## 4 調査結果

#### (1) 現存する調査票より確認されたこと

大阪労働局内に現存する平成 26 年調査から平成 30 年調査までの調査票を確認したところ、それぞれ以下のとおりの①本来印字されているはずの住所・事業所名が手書きされており、かつ記入担当者欄が空欄のもの、②事業所の労働者数を変更し、それに見合うよう労働者に関する事項を変更しているが、その変更理由が付記されていないもの(以下「不適切処理が疑われる調査票」という。)が認められた。

	調査対象事業所数	不適切処理が疑われる調査票
平成 26 年	5284	240
平成 27 年	4153	351
平成 28 年	4378	252
平成 29 年	4772	368
平成 30 年	4960	316

#### (2) 平成30年調査の再集計の過程で把握されたこと

平成30年調査の不適切処理が疑われる調査票316事業所分について、2で述べた再集計作業での事業所への問い合わせにより、以下のことが確認された。

不適切処理が疑われる調査票の内訳	
調査票の修正が当時の事業所の実態と合っていることが確認されたもの	
本来印字されているはずの住所・事業所名が手書きされており、かつ、事業	134
所に調査票の提出した事実がない、又は提出した事実が不明なもの	
労働者の数の不適切な変更とそれに対応する労働者の個別データ欄の変更	111
(個別労働者のデータ削除、又は追加)が行われていたもの	
事業所の確認が取れず修正の経緯が不明なもの	66

#### (3) 聞き取り調査から把握されたこと

聴き取り調査から、基礎調査のとりまとめを行っていた職員A(局専門官)及びその指示を受けた職員B(局主任)が平成29年及び平成30年について調査事業所数を確保するために独断で不適切な事務処理を行った事実を認めた。また、平成26年から平成28年までについても、職員Aが独断でかつ単独で不適切な事務処理を行った事実を認めた。

なお、聞き取り調査からその他の職員の不適切な事務処理はなかった。

## 5 原因分析

#### (1)調査関係者のコンプライアンス意識の欠如

今回の事案は、職員Aは調査票を勝手に修正することが不適切であるとの認識はあったものの、企業規模を変更する程度は問題ないと考えていたことや一部の業種で回収率が悪いことを理由に調査事業所数を確保するため調査票を書き換えるなど、統計に対する誤った認識と、コンプライアンス意識が欠如する中で、このような不適切な事務処理を行っていたこと。

#### (2) 管理者の不十分な管理

管理職員が業務のチェックや進捗管理、必要に応じた局内の支援体制の構築をしておらず、職員Aの不適切な事務処理を把握できていなかったこと。

#### 6 再発防止策

#### (1)調査関係者に対する研修の実施

新たに賃金課に配置された職員に対し、基礎調査の目的や調査方法等について研修を行うとともに、毎年、基礎調査を実施する際には賃金課の職員に対し、今回の事案も踏まえて不適切な事案の例示を示しつつ、適切な事務処理の実施やコンプライアンス意識の徹底に向けた教育を管理職員より行う。

#### (2)組織的な業務の実施

調査票の回収から最低賃金審議会専門部会の資料作成に至るまで、賃金課 長及び主任賃金指導官によるチェックをマニュアル化し、必要に応じて局内 における支援体制を構築する。

また、賃金課長及び主任賃金指導官が進行管理をしながら、一人の担当が 長期に業務を抱え込むことがないよう、一つの業務を複数職員が担当し相互 に指摘し合える体制を構築し、組織的な業務の実施を行う。

## 平成30年度最低賃金に関する基礎調査について

#### 1. 調査の概要

#### (1)調査の目的

この調査は、最低賃金法(昭和34年法律第137号)に基づいて、地方最低賃金審議会における最低賃金の決定及び改正等の審議に資することを目的として、中小零細企業又は事業所の労働者の賃金の実態及び賃金改定の状況等を把握することを目的とする。

#### (2)調査の範囲

## ① 事業所

次のアないしクの産業に属し、製造業及び情報通信業のうち新聞業、出版業は 100 人未満、卸売業,小売業、学術研究,専門・技術サービス業、宿泊業,飲食 サービス業、生活関連サービス業,娯楽業、医療,福祉及びサービス業(他に分類 されないもの)は30人未満の常用労働者を雇用する民営事業所

- ア 製造業
- イ 情報通信業のうち新聞業、出版業
- ウ 卸売業, 小売業
- エ 学術研究,専門・技術サービス業
- オ 宿泊業、飲食サービス業
- カ 生活関連サービス業、娯楽業
- キ 医療,福祉
- ク サービス業(他に分類されないもの)
- ② 労働者
  - 6月1日において、①に掲げる事業所に雇用される労働者

#### (3) 調査事項

- ① 事業所に関する事項
  - ア 主要な生産品の名称又は事業の内容
  - イ 事業所の労働者数
  - ウ 労働組合の有無
- ② 労働者に関する事項
  - ア性
  - イ 就業形態
  - ウ年齢
  - エ 勤続年数
  - オ 職種又は仕事の内容
  - カ 当年6月分の賃金形態
  - キ 当年6月分の基本給額(見込額)
  - ク 当年6月分の精皆勤手当、通勤手当、家族手当及びその他の手当(各見込額)
  - ケ 当年6月分の月間所定労働日数
  - コ 当年6月分の1日の所定労働時間数

#### (4)調査の実施期間

5月上旬~6月上旬

## 2. 集計値の訂正

平成30年7月の大阪地方最低賃金審議会専門部会において報告した、「平成30年最低賃金に関する基礎調査」を再集計した主な集計値は以下のとおり。

## (1) 平成30年の大阪府最低賃金の改正による影響率等

	①修正前(注1)	②修正後	2-1
賃金の引上げが必要な労働者数(注2)	278 千人	279 千人	+1千人
影響率 (注 3)	19.3%	19.4%	+0.1%

(注1)平成30年8月2日 大阪府最低賃金改正についての報道発表を行った資料で公表した数値 (注2)大阪府最低賃金を時間額936円に改正することにより、賃金の引上げが必要な労働者数 (注3)最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合

## (2) 最低賃金に関する基礎調査の集計表の主な集計項目

	①修正前	②修正後	2-1
時間当平均賃金額	1,453 円	1,461 円	+8 円
中位数 (時間当賃金額)	1,194円	1,196 円	+2 円

## (再集計前)

賃金分布表 (1) (地域・産業・就業形態・規模別の賃金額階級別、年齢別表)

地域:大阪府 産業:地域別最低賃金適用産業 就業形態: (全て) 規模: (全て) 賃金分布表(1) 時間当り所定内賃金額 合計 17歳以下 | 18~19歳 | 20~54歳 (3手当を除く) ~59歳 60~64歳 65歳以上 計 22, 579 43, 783 1, 0<u>47, 194</u> 123, 324 90, 675 112, 618 1, 440, 173 円 799 15, 245 1, 789 6, 332 3,899 (0.6)(1.5)(3.6)(3.5)2,706 181 1.630 60 318 800 -(0.0)809 (0.2)(0.4)(0.2)(0.6)(0.3)404 296 83 24 810 -819 (0, 0)(0.1) (0, 0)(0, 0)155 465 102 57 151 820 -829 (0.0)(0.0)(0.0)(0.2)(0.1)309 554 142 103 830 -839 (0.0)(0.0)(0.1)(0.3)949 271 561 39 840 -849 (0.1)(0.6)(0.1)(0.0)(0.1)2,608 2, 245 44 318 859 791 (0. 2) (0.0)850 -(0.3)191 152 860 -869 (0.4)(0.0)(0, 1)(0.1)695 2 373 777 901 870 -879 (0.1)(0.8 (0.8)(0.2)2, 175 144 1, 319 880 -889 (0.3) (0.2)(0.1)(0.1)(0.4)2,830 1,595 651 333 890 -899 (0.2)(0.3)(0.3)(0.2)(0.5)3, 361 2, 331 3, 467 39, 972 2, 034 5, 984 900 -909 (4.0)(14.9)(7.9)(3.8)(1.9)(2. 2) (5.3)105.540 4.023 5, 861 68.377 6.845 9.511 10.922 910 -919 (17.8) $(13 \ 4)$ (6.5)(5.6)(10.5)(9.7)44, 709 30, 331 2.943 3.798 2.045 1.505 4.088 920 -929 (13.0)(2.9)(3.1)(8.7)(1.7)(1.7)(3.6)42, 718 23, 688 3, 202 2.668 4. 880 4.291 3.989 930 -939 (19.0)(2.6)(4.3)28, 292 2, 538 2, 146 14, 909 830 4, 977 2, 892 940 -949 (2.0) (4. 9) (11. 2) (1.4)(0.7)(5.5)(2.6)57, 490 1, 471 6,603 34, 400 3, 137 5, 404 6, 475 959 950 -(4.0)(6.5)(15 1)(3.3)(2.5)(6.0)(5.7)19,028 459 1, 561 12.885 1.024 819 2, 280 960 -969 (1.3) (2.0)(3.6)(1. 2) (0.8)(0.9)(2.0)14, 426 506 1.293 8.974 1.280 1, 738 634 (2. 2) 506 970 -979 (3.0) (0.9) $(1 \ 0)$  $(1 \ 9)$ (0.6)(1.0)24, 381 18, 594 973 486 1.094 989 980 -(1. 7) 9, 452 (2.2)(6. 2) 71 (1. 8) 6, 768 (0.4)(1.0)(1.1)699 452 1, 463 990 -999 (0. 7) (0. 2) (0.6)(0.6)(0.5)(1.3)119, 429 2, 021 10, 096 11, 291 6, 817 81, 394 7, 812 1,000 -1,049 (8.9) (8.3)(15.6)(7.8)(8. 2) (8.6)(10.0)56, 115 43, 952 (3. 9) (2. 6) 4, 214 1,050 -1,099 (0.1)(4.2)(2.5)(5.8)1, 781 56, 588 3, 194 5,007 1,100 -1, 149 (4.9)(4.1)(5.4)(2.6)(4.6)(4.4)44, 414 36, 280 250 3, 306 1, 741 2.837 1.150 -1.199 (0, 6)(2.5)39, 585 31, 514 4, 256 1, 925 1, 289 602 1, 200 -1, 249 (2.7)(1.4)(3.0)(3.5)(1, 1)(2.1)48, 312 459 235 36, 368 4, 841 2, 963 3, 447 1, 299 1, 250 -(2.0)(0.5)(3.9)39, 978 30, 671 918 2, 952 1, 594 3, 844 1,300 -1, 349 (2.8)(2.1)(2.9)(2.4)(1.8) (3.4)37, 838 30, 347 3, 214 1,746 2, 531 1, 399 1,350 -(2 2) (2.6)(29)(2.6) $(1 \ 9)$ 80, 229 64, 986 7. 628 3 606 918 3 091 1,400 -1, 499 (2.1)(5.6)(6.2)(6.2)(3.4) $(3\ 2)$ 469 204 44 360 750 56 134 27 669 24 606 1.500 -(0.1)月 平 均 賃 金 199, 973 54, 145 71, 328 210, 742 250, 037 182, 152 138, 614 時間当平均賃金額 1,453 941 978 1, 467 1,760 1, 388 1, 333 月一人当たり労働時間数 133 57 73 139 141 132 107 第 1 · 2 0 分 位 数 909 872 873 909 909 909 910 第 1 · 1 0 分 位 数 910 909 910 910 920 910 909 第 1 • 4 分位数 950 910 920 980 1,025 946 930 中 位 数 1.194 930 950 1.247 1.420 1.083 1.019 四分位偏差係数 0.3595 0.2941 0.2307

差 係 数 0.3004 0.0166 0.0422 0.2821 (上段) 分布労働者数 (下段) 分布構成比

## (再集計値)

賃金分布表(1)(地域・産業・就業形態・規模別の賃金額階級別、年齢別表) 30年 賃金分布表(1) 地域:大阪府

産業:地域別最低賃金適用産業 就業形態: (全て) 規模: (全て) 賃金分布表(1) 時間当り所定内賃金額 合計 17歳以下 | 18~19歳 | 20~54歳 (3手当を除く) ~59歳 60~64歳 65歳以上 計 22, 499 44, 078 125, 521 1, 440, 173 1, 033, 027 95, 234 119, 815 円 799 15, 465 2, 123 6, 767 3, 778 (1.1)(0.7)(1.7)(2.9)(3.2)149 2.996 1.653 700 419 800 -809 (0.1)(0.2)(0.3)(0.2)(0.7)(0.3)396 263 106 27 810 -819 (0, 0)(0, 0)(0, 0)(0.1 535 134 54 196 151 820 -829 (0.0)(0.0)(0.0)(0.2)(0.1)550 107 117 327 830 -839 <u>(0.</u> 0) (0.0)(0.1)(0.3)953 271 560 43 79 840 -849 (0.1)(0.6)(0.1)(0.0)(0.1)2,862 2.478 43 341 859 505 (0.0)850 -(0.2)(0.3)859 193 161 860 -869 (0.4)(0, 0)(0, 1)(0.1)861 2 980 1 019 1 101 870 -879 (0.9)(0.9)(0.2)(0.1)2, 425 1, 430 187 429 880 -889 (0.2)(0.1)(0.1)(0.4)(0.4)3, 271 1,838 833 333 267 890 -899 (0.7)(0.3)1, 844 50,660 3, 458 3, 479 32, 725 2, 596 900 -909 (3.5)(15.4)(7.9)(3.2)(2.1)(1.9) (5.5)110.078 4.129 5, 845 70, 269 7. 422 10.653 11.760 910 -919 (7.6)(18.4) $(13\ 3)$ (6.8)(5.9)(11 2 (9.8)46, 198 30, 806 2, 184 (1. 7) 3.128 4.093 1,611 4.375 920 -929 (3.2)(13.9)(9.3)(3.0)(1.7)(3.7)41, 563 22, 576 3.088 2.530 4.096 3.873 5.400 930 -939 (18.2)8) 28,060 2, 641 2, 260 14, 326 5, 072 2, 984 940 -949 (11.7) (1.9) (1.4)(0.6)(2.5)51, 717 938 5, 673 30,880 2, 943 5, 124 6, 158 959 <u>(5.</u>4) 950 -(3.6)(4.2)(12 9)(3.0)(2.3)19, 553 626 1, 542 12.684 1.060 762 2, 880 960 -969 (1.4)(2.8)(3.5)(1. 2) (0.8)(0.8)(2.4)13.648 469 1.238 8.567 1.171 1,503 700 970 -979 (2.1)(2.8)(0.6)(0.9)(0.9)(0.8)(1.6)26, 707 469 3, 026 20, 111 449 1.434 1, 218 989 (1. 9) 8, 504 980 -(2.1)(1.9)(0.4)(1.2)(6.9)(1.3)5, 343 688 460 1, 901 112 990 -999 (0.6)(0.3)(0.5)(0.5)(0.5)(1.6)123, 266 1, 918 6, 570 83, 579 10, 242 8, 476 12, 481 1,000 -1,049 (8.6)(14.9)(8.1)(8. 2) (8.9)(10.4)7, 197 55, 318 42, 557 2, 849 2,666 1,050 -1,099 (3.8)(0.1)(4.1)(2.8)(6.0)71, 881 1, 729 3, 350 56, 508 5,073 5, 221 1,100 -1, 149 (5.0)(3.9)(5.5)(2.7)(5.3)(4.4)43, 674 34, 865 318 (0. 7) 3, 295 2.059 3, 137 1.150 -1.199 0) (2. 6) (2.6) 39, 190 799 31, 170 3, 870 1, 957 1, 394 1, 200 -1, 249 (2.7)(1.8)(3.0)(3.1)(1.2)(2.1)48, 420 626 35, 695 4, 793 3, 141 313 3.852 1, 299 1, 250 -(3.4)(2.8)(0.7)40, 562 30, 605 1, 252 3, 229 1,639 3, 838 1,300 -1, 349 (2.8)(2.8)(3.0)(2.6)(3.2)37, 577 29, 944 3.302 1,895 2, 436 1, 399 1,350 - $(2 \ 0)$ (2.6)(29)(2.6) $(2 \ 0)$ 77, 770 61.837 7, 617 3. 448 3, 617 1 252 1,400 -1, 499 (2.8)(6.0)(5.4)(6.1)(3.6)(3.0)25, 347 (21, 2) 472 532 57, 324 (45, 7) 43 361, 224 28 595 1.500 -(0.1)(30.0)月 平 均 賃 金 199, 874 53, 883 72, 613 211, 421 249, 178 181, 684 137, 356 時間当平均賃金額 1,461 942 986 1, 478 1,766 1, 391 1, 324 月一人当たり労働時間数 133 57 73 139 140 132 107 第 1 · 2 0 分 位 数 909 910 875 909 909 910 878 第 1 · 1 0 分 位 数 910 909 910 910 913 910 909 第 1 • 4 分位数 958 910 920 987 1,022 946 930 中 位 数 1.196 930 950 1.250 1.420 1.100 1.010 四分位偏差係数 0.2968 0.0165 0.0422 0.2838 0.3726 0.2869 0.2290

【上段】 分布労働者数 【下段】 分布構成比